

⇩ 物納許可後の固定資産税の減免

Q : 先日、昨年亡くなった父の相続税を納付しましたが、全額を金銭で納付することができなかったので、土地を物納しました。ところで、物納した財産に係る固定資産税は減免されると聞いたのですが、どのようにすればいいのでしょうか？

A : 「固定資産税減免申請書」を提出することにより、申請日後に納期限の到来する固定資産税を免除する取扱いをしている市町村もありますので問い合わせしてみてください。

【解説】

固定資産税は、原則として、その年1月1日現在の固定資産の所有者に対して課されます。したがって、年の途中で物納の許可がされた場合でも、その許可された財産に係るその年1年間の固定資産税は、物納前の所有者が負担することとなります。

しかし、市町村によっては、「固定資産税減免申請書」を提出することにより、申請日後に納期限の到来する税額を免除する取扱いをしているところもありますので問い合わせしてみるとよいでしょう。なお、この申請書には、物納許可通知書の写しや、物納財産の登記簿謄本等一定の書類の添付が必要です。

なお、この特例はあくまで納税者の申請に基づき適用されるものですので、忘れずに行わなければなりません。また、一括して前納した固定資産税を還付するような取扱いはありませんので、物納する場合は、固定資産税は分割納付しておく方がよいでしょう。

